

## 東京都交通安全計画の体系

### 1 東京都交通安全計画の性格

- (1) 交通安全対策基本法の規定に基づき、東京都交通安全対策会議が作成するもので、都の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である。（法第 25 条第 2 項）
- (2) 交通安全計画を作成したときは、すみやかに内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、区市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。（法第 25 条第 4 項）

### 2 東京都交通安全計画の作成主体

- (1) 東京都交通安全対策会議（法第 17 条・都条例）

#### (2) 会議の構成

- 会長 東京都知事
  - 委員 指定地方行政機関の長、副知事、教育長、警視総監、東京都関係各局長、消防総監、区市町村の代表、知事が必要と認めて任命する者
  - 特別委員 鉄道事業者、高速道路会社等の代表等
- 計 40 名（令和 7 年 5 月 15 日現在）

( 国 )

